

予算特別委員会会議録（４）（令和５年４定）			
日 時	令和５年１２月１８日（月）	開 議	午後 １時００分
		閉 会	午後 ４時３８分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	横尾委員長、高橋副委員長、新井田・高野・中鉢・中村（吉宏）・ 面野・中村（岩雄）・前田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 生活環境・福祉保険・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野委員、中村吉宏委員を御指名いたします。

委員の交代がありますのでお知らせいたします。小貫委員が高野委員に、平戸委員が中村岩雄委員に、橋本委員が新井田委員に、松岩委員が中鉢委員に、佐藤委員が中村吉宏委員に、小池委員が前田委員に、中村誠吾委員が面野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、共産党、自民党、みらいの順といたします。

公明党。

○新井田委員

◎障害者の意思疎通について

まず障害者の意思疎通について、遠隔手話サービスについてお伺いいたします。

聴覚に障害をお持ちの方が御自身のスマートフォンやパソコンで、Z o o mのテレビ電話機能を活用して、市の専任手話通訳者と手話で会話ができるサービスを実施しております。

改めて、本サービスについて御説明をお願いします。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

遠隔手話サービスの概要でございますけれども、対象となるのは、小樽市内に居住している方で、聴覚に障害をお持ちの方になります。

小樽市の専任手話通訳者が、Z o o mのテレビ電話機能を利用いたしまして、聴覚障害をお持ちの方と手話でお話することができるサービスとなっておりますけれども、専任手話通訳者が自席にいないこと、外勤や休暇の場合もございますので、事前に予約いただいて日時を指定した上で、遠隔で手話でお話しするサービスとなっております。

○新井田委員

サービスはいつから、どういった経緯で開始となっておりますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

サービスの開始時期でございますけれども、令和3年3月です。

事業開始となりました経緯につきましては、聴覚障害をお持ちの方が、市役所まで出向かなくても専任の手話通訳者とお話することを希望されたためでございます。

○新井田委員

ちなみに、本サービスの事業費というのは、どのぐらいでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

事業費といたしましては、遠隔手話サービスにかかりますパソコンと周辺機器を合わせまして、約17万円を用意しております。

毎年の維持経費については、かかってございません。

○新井田委員

専任手話通訳者の方は何人おられますでしょうか。また、その日常の業務というのはどのように関わっておられますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

専任手話通訳者は1名となっております。

通訳者の業務といたしましては、聴覚障害をお持ちの方からの要望によりまして、医療機関ですとか各種公的機関の付添い、それから、専任手話通訳者のほかに登録手話通訳者がおりますので、聴覚障害をお持ちの方からの通訳希望に応じまして、登録手話通訳者の派遣依頼の調整業務などを行っております。

○新井田委員

本サービスの利用には、事前に登録して、使用したい日を事前に申し込んで、手話通訳者の方の準備によって日時が確定し、利用されると思いますけれども、登録者数、利用状況、利用者の声、また、こういった場面で利用されているかが分かればお示ください。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

まず、この遠隔手話サービスの登録者ですけれども、現時点では9名となっております。利用状況につきましては、月1回程度でございます。利用の場面ですけれども、各医療機関の受診予約といったことで使われているようでございます。

利用者の声といたしましては、自宅にいて専任手話通訳者と話ができるので、その点は便利なのですけれども、事前に予約するのが面倒ですというような声を聞いてございます。

○新井田委員

それでは次に、電話リレーサービスについて伺います。

この電話リレーサービスとは、聴覚障害者、難聴者、発話困難にある方と聞こえる方との会話を通訳オペレーターが手話または文字と音声を通訳することで、24時間365日、電話で双方向につながることができるサービスです。

このサービスは、いつから、こういった経緯で開始となっておりますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

電話リレーサービスの開始日ですけれども、令和3年7月1日となっております。

サービスの開始の経緯でございますけれども、聴覚に障害のある方が、24時間365日いつでも耳の聞こえる方と電話を使ってお話をされたいというふうな御要望がございまして、国で法改正いたしまして、サービスが始まったものと承知してございます。

○新井田委員

では、本サービスの事業費はどのぐらいでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

サービスの利用に当たっては、利用者は利用料を支払うようでございますけれども、小樽市の負担はございません。

○新井田委員

では、本サービスの利用には、事前に登録して、電話番号が付与されて、その番号から相手の番号へ電話をおかけして、聞こえない方はビデオ通話、聞こえる方は音声通話として、間のオペレーターの方を通して会話を可能とするものとなりますけれども、本市の登録者数や利用状況、利用者の声は把握されておりますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

登録状況につきましては、利用者が直接、事業主体でございます一般財団法人日本財団電話リレーサービスに申込みをするものですから、小樽市としては正確な人数は把握してございません。

ただ、今年4月30日に小樽市でこの電話リレーサービス地域講習会という説明会が開催されました。そのときに主催者から説明があった人数ですと、全道で330名ほどが登録されていますが、小樽市内の登録者は、その時点では1名ということでございました。

○新井田委員

本市として直接、関わらないにしても、本サービスをどのように活用していられるお考えでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

電話リレーサービスは、24時間365日いつでも使える、便利なサービスでございますので、引き続き市民の皆様に制度の周知を図っていくことが一つ。

もう1点、私どもの障害福祉グループに聴覚障害のある職員がおりますので、この職員が電話リレーサービスを業務に活用できないかどうか検討を行っているところでございます。

○新井田委員

このサービスを通じて働いていただくということが分かりました。

では、周知の仕方について伺いますけれども、現時点で各サービスの周知についてはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

サービスの周知でございますけれども、小樽市のホームページですとか、私どもで発行しております障がい者ハンドブックを通じて周知を図っております。

○新井田委員

その中で、ホームページについてですけれども、正直、もう少し情報があってもよいのではないかと感じます。特に電話リレーサービスにおいては、一般社団法人日本財団電話リレーサービスのリンクを貼っているだけと感じますけれども、本市の所感をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

ホームページに一般社団法人日本財団電話リレーサービスのリンクを貼っていることにつきましては、聴覚障害をお持ちの方に制度の紹介と、直接の申込み窓口は小樽市ではなかったものですから、制度の問合せですとか、利用の申込みは直接、事業者を確認していただきたいという意図でリンクを貼ったものでございます。

○新井田委員

それでは、利用者の声というのは、何かお聞きすることはありますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

こちらの利用者の声としましては、電話リレーサービスは、スマートフォンを持っている方でなければ登録することができない。それから、地域で使われている手話の方言があるのですけれども、これは全国统一サービスでございますので、その方言にはなかなか対応していないということ。それから、このサービスは、耳の聞こえる方、健聴者と我々は呼んでおりますけれども、健聴者の側でサービスの仕組みを知らないので、電話リレーサービスのオペレーターから電話がかかってきても、いたずら電話ですとか間違い電話ではないかということで、電話に出られない方がいるということを伺っております。

○新井田委員

コミュニケーション支援の推進、障害者の特性に応じた多様な手段を利用できる環境整備はもちろん大事ですが、その整備した環境をいかに利用しやすくするかが重要かと考えます。また、後遺障害の方や中途失聴された方などもおられます。本市のホームページを見た方が、リンク先に行く前にもう少し詳しく情報を記載されていると、その先に進みやすいのではないのでしょうか。緊急の電話である110番や119番へもすぐに電話できるということでホームページには書いてありました。

また、聞こえる方への理解も含めて、やはり重要なこの意思疎通のサービスと捉えるべきと考えますけれども、周知の仕方などについていかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

委員のおっしゃるとおり、緊急通報の場合ですとか、健聴者の方に、この制度の仕組みをしっかりと把握していた

だいて、利用を促進するためにホームページの記載に工夫が必要ではないかと思います。

また、心のバリアフリーということにもつながっていきますので、ホームページの記載については変更を検討していきたいと考えております。

○新井田委員

ぜひ、分かりやすく、よろしくお願いいたします。

◎第6期小樽市障害福祉計画等について

次に、先日の代表質問で質問いたしました第6期小樽市障害福祉計画等について質問させていただきます。

最初に、計画の第1章の小樽市障がい児・者支援協議会運営体制についてお聞きしました。御答弁には、令和4年度までは計画どおり各会議を開催し、地域課題の協議などの体制を整えておりました。その後、幹事会及び事務局会議につきましては、会議の形骸化や役割分担が不明瞭である等の課題があったことから、今年8月から事務局会議の開催を休止し、令和6年3月をめどに幹事会と事務局会議の在り方を検討しているところでありますとありました。

この形骸化や役割分担の不明瞭である等の課題というところですが、その部分について、何が原因でそうってしまったのか、理由が分かればお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

小樽市障がい児・者支援協議会の事務局会議と幹事会についてでございますけれども、この幹事会と事務局会議を構成するメンバーがほぼ同じ方であるということで、以前の会議の開催頻度が事務局会議については毎月、幹事会については2か月に一遍ということで、同じ月に同じメンバーが事務局会議と幹事会の両方に参加するというようなことがございまして、両方の会議で同じ話を月に2回もしているというようなことがございました。

もう1点でございますが、この会議ですけれども、地域で生じている様々な地域課題を、関係者が集まって検討するという会議でございましたけれども、幹事会の開催頻度が2か月に1度でございまして、その時点で発生した案件を2か月後に協議するというのは時間が空いてしまうということで、なかなかこの地域課題の検討のペースが合わないというようなことがございましたので、そこが課題となっていたところです。

○新井田委員

もちろん、今後の発展的な取組推進を図っていくための在り方の検討ということでよろしいのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

この見直しを図った原因が、会議が形骸化して活発な議論がされていないということが原因でございましたので、議論の活発化という積極的な理由により見直しを図っているところでございます。

○新井田委員

その在り方の検討があって、来年度に向けた新たな体制で計画がなされて進められていくということでよろしいでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

この幹事会と事務局会議の在り方の検討ですけれども、来年3月中をめどに検討を行っておりますので、4月からの新年度には、新たな体制で支援の協議を行っていくということになります。

○新井田委員

ぜひ新たな体制で取り組むということで、しっかりと進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場、そして、重度の障害のある子供及び医療的ケアを必要とする子供とその家族の支援のための関係機関による協議の場についてでございます。

御答弁には、重度の障害のある子供や医療的ケアを必要とする子供とその家族の支援のための協議の場につつま

しては、医師や医療機関に勤務する者、児童福祉施設に勤務する者、障害児関係団体関係者等で構成する協議会を令和3年9月に設置し、年間2回程度、会議を開催しておりますとあり、医療的ケアを必要とする子供の実態把握や具体的な支援の在り方などしっかり協議を行い進められているということが分かりました。また、令和4年10月からは、保育所や小学校等の医療的ケアを必要とする子供が日中活動を行う場所に看護師等を派遣する事業を開始したところであるということが分かりました。

現在、この医療的ケアを必要とする子供の協議会はどのように取り組んでおられるか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

医療的ケアの必要な子供のための協議会でございますが、令和5年度は10月17日に第1回の会合を開催しております。

協議内容でございますが、小樽市における医療的ケア児の状況について、令和6年4月から就学予定の医療的ケア児への対応について、もう1点が、令和5年度医療的ケアを必要とする子供に関するアンケートの実施についてということでございます。

○新井田委員

では、看護師等の派遣について令和4年7月からということで、1年経過をして、現時点ではどのように評価しておりますでしょうか。

また、対象の児童の御家族などからのお声があれば、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

医療的ケアが必要な子供の日中活動の場所への看護師等の派遣でございますけれども、現在この制度を利用されている子供は、保育所に通われている子供が1名、障害児の通所支援事業所に通われている未就学の子供が1名でございます。

この子供の保護者に対しましては、毎年1回程度、対面ですとか電話で保護者の御意向を伺いまして、実際の支援につなげているところでございます。

保護者からは、丁寧に要望を聞いて看護師の派遣につなげていただいて大変、助かっているというお声をいただいているところでございます。

○新井田委員

よき制度、事業になっていると思います。今後さらに協議を重ねながら、より安心して通園や登校等が行われていけるように、さらに研究、体制づくりをお願いいたします。

もう一つお聞きしておりました精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場については、設置できておりませんが、今後、設置に向けて関係機関と協議を進めてまいりますとありました。

こちらはなぜ開催されなかったのか。また、課題のようなものがあつたのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

今回の計画期間は、令和3年度から令和5年度でございますけれども、委員も御承知のとおり小樽市を挙げてコロナ禍への対応というのを行っておりました。当然この精神保健福祉分野を担当する保健所もそうございまして、コロナ禍への対応が全市的に行われていたのも、なかなか協議の場が設置できなかったというのが実情でございます。

○新井田委員

やはり、新型コロナウイルス感染症で大きな影響があつたということが分かりました。

アフターコロナで、まだ大変な中ではありますが、今後、この精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての協議の場からでも進められそうな見込みがありますでしょうか、まだ厳しいものなのでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

この精神障害の方で、今、入院されている方もたくさんいらっしゃるのですが、希望される方については地域での生活に移行することが必要だと考えておりますので、今後、障害福祉の部門と、それから、精神保健分野を担当する保健所と協力しまして、実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○新井田委員

医療的ケア児、また、精神障害の方、何より悩み困っている方々がおられる現状を考えますと、施策や支援を進めていく大事な時期に入っていると考えます。医療的ケア児の件についても、こちらは計画内にて各年度ごとに進捗が見られ、現在の取組に至っており、精神障害の方への包括的な支援も、日々の業務の中で取り組むというのは物理的にも大変なものと推察いたしますが、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、障害児通所支援のサービス利用見込量についても質問いたしました。

児童発達支援と放課後等デイサービスの利用量が年々増加しており、本計画でも増加すると見込んでいた結果、実際にそれぞれのサービスにおいて、令和3年度から令和4年度のサービス利用量の実績と、令和5年度のサービス利用見込量が増加していることが分かりました。これは、計画よりも増加傾向にあるということで、令和3年度実績と令和5年度見込みで見ますと、各サービスの延べ日数の利用量は、約15%から20%の増となっております。

利用人数というのは増えておられるでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

委員の御質問でございました児童発達支援と放課後等デイサービスの利用の人数でございますけれども、児童発達支援ですが、まず、令和3年度末の3月時点の利用の児童数でお答えいたしますけれども、令和3年度末が239名、令和4年度末が248名、そして、令和5年度末の見込みでございますけれども、262名になると推計してございます。

放課後等デイサービスの利用人数でございますが、令和3年度末が346名、令和4年度末が398名、そして、令和5年度末の見込みですが437名になるものと推計しております。

○新井田委員

いずれにしても増加しているということが分かりました。

今後の利用増加も見込まれますけれども、現状として、体制的には現時点で十分に受け入れられる体制でありますでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

これらの障害児の通所支援のサービスの提供体制でございますけれども、事業所は年々増加の傾向にございまして、利用を希望されているという方は、ほぼ利用がかなっているというふうに考えてございますけれども、事業所によっては、欠員が生じた場合など、すぐに子供を受け入れられなかったり、それから、希望する事業所の定員にすぐ空きが生じなかったりということで、利用の開始を待っていただく場合もあるかと考えております。

○新井田委員

それでは、来年度以降は人口減少の動向を見ながら、また、サービス利用量の動向も鑑みて様々な判断をしていくこととなるかと感じます。その点のお考えをお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

今後の提供体制でございますけれども、まず事業者が定員の増ですとか事業所の開設などを考えるものでございますけれども、本市といたしましても、小樽市障がい児・者支援協議会にこども支援部会という部会がございまして、障害児の通所支援の事業者の方が参加してございますので、その部会を通じまして、課題の協議ですとか、情報交換、情報共有を進めて、事業者の支援を行いたいと考えてございます。

○新井田委員

様々大変な状況にあるかと思いますが、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、計画での毎年度障害福祉サービス等の施策や事業について、進捗状況と点検、評価という部分では、小樽市障がい児・者支援協議会において行っているとあり、年1回以上の確認作業をして、各所等と点検、評価の共有、認識がなされているということが分かりました。

協議内容のホームページでの公開についても、今後も検討してまいると御答弁いただいております。こちらも年1回の点検、評価をせっかくしているのであれば、この協議内容とまではいかずとも、年に1度、年度ごとの計画の各施策や事業の推進状況を知っていただくことは、少しでも小樽市の福祉について知っていただくという機会によいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

小樽市障がい児・者支援協議会の協議内容のホームページへの掲載ということでございますけれども、私どもも、要綱ですとか委員の構成などは公開しておりましたけれども、毎年の会議の資料ですとか、議事録概要などのようなものは載せておりませんでしたので、今後、他市の公表の仕方なども参考にさせていただきまして、公開に向けて検討していきたいと考えております。

○新井田委員

次の点検、評価までにどうするのか進められていないという部分も、どこの段階まで進められるのか協議をして一つずつ進めていくというのが大事ではないかと考えますけれども、その点はいかがでしょう。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

今回、第6期小樽市障害福祉計画で目標として設定しましたもので実現できていないもの、例えば、施設入所者の地域生活への移行の支援ですとか、就労支援の事業所に通われている障害者の一般就労への移行など、課題もございます。これらの課題につきましては、障害者が生き生きと暮らしていける地域づくりには重要なことですので、小樽市障がい児・者支援協議会の皆さんとも協力、協議して事業を進めていきたいと考えているところでございます。

○新井田委員

質問は以上ですが、コロナ禍において、日常業務においても推進しづらい部分が大きかった中で、御答弁にもあったとおり、障害のある方の重度化、高齢化に備えた地域生活支援拠点等の整備や医療的ケアを必要とする子供とその家族に対する支援体制を構築することなど、ここからよりよくしていける部分を進められており、市民への安心を増やせていると考えます。

今後は、各分野の利用者動向に注意しながら体制の見直しや福祉従事者の担い手の確保、また、親亡き後の対策や就労支援強化など、多様化する障害者福祉の支援をどこまで漏れなく支えていけるのか、本市においてどのように対応していけるのかが今後、大事になってくると思います。引き続き、私自身も研究してまいります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋委員

◎デジタル政策について

それでは、私からは、デジタル政策に関して伺います。

これまででも、デジタル推進室や各部署に対して、DX等について、かねがねお聞きしてまいりました。先日の委

員会議論でも、DXの本質は、デジタル化ではなくトランスフォーメーションの部分にあるという御答弁がありましたが、まさにそのとおりで、デジタルを手段として変革をもたらすことが必要です。

私はこれまでも、経済産業省のRESAS、環境省のLAPSS、国土交通省のPLATEAUなどについて委員会で活用を御提言してまいりました。これらは、単にデータを入手できるウェブサイトではなくて、アイデア次第で画期的な政策を課題解決につながるものであると認識をしています。こうした各省庁の提供するシステムは、本市においても様々な部署で使えるものと思います。

市役所庁内の活用事例が生まれていれば、お示し願います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

本年度策定いたしました、小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】において、RESASのデータを引用し活用している事例があります。

○高橋委員

これらのシステムは、まだ使ったことがないという方も多かもしれませんが、活用するためには誰かが口火を切る必要があると考えています。つまり、原課、企画政策室、デジタル推進室などで入り口の部分でお見合い状態になってしまうということが一番望ましくないケースだと考えています。

そこで伺います。口火を切るというふうに表現をしましたが、活用を検討する際、入り口は誰が主体になるのかというところを明らかにしていただきたいと思います。こちらはいかがでしょう。

○（総務）企画政策室松尾主幹

現在は、各担当部局においてRESASをはじめとする国から提供、もしくは公開の連絡を受けたデジタルツールを業務の中で必要な場合に活用を行っております。

今後につきましても、まずは国からデータツールの提供や公開の連絡を受けた各担当部署が入り口になるかと思っています。

○高橋委員

では、先ほど例示したシステムの一つで、RESASというものを上げさせていただきましたが、これは地域経済分析システムのことで、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し可視化するものと言われています。これを活用した地方創生政策アイデアコンテストというのが先日行われまして、プレゼンテーションの様子は動画で配信されていました。私も全てではないですが拝見しました。

その中では、高校生・中学生以下の部もあって、非常に興味深い提案が多数ありました。例えば、道内でいうと天塩町では、高校生が観光客誘致のために夕日をテーマにしたアイデアを発表して、それは実際に町の事業として動き出しているということでした。先ほどの答弁で、各担当課で活用策を模索するとお聞きしました。それぞれの部署にデジタル関連にたけた人材がいないと、なかなかそうした案というものも生まれてこないと感じますから、人材育成の必要性は感じるのです。

ここで少し角度を変えるのですが、本市において、アイデアを表に出す現行の仕組みの一つとしては、職員提案制度があると認識しています。この職員提案制度の内容と提案数の近年の傾向について概括的で結構ですので御説明いただけますか。

○（総務）職員課長

まず、職員提案制度の内容ということですが、これに関しては、事務能率向上、人材育成、勤務意欲の高揚といったことを目的としておりまして、大きく分けると、職員が自主的に行った業務の改善結果を報告するという業務改善提案と、例えば、市でこんなイベントをやったらどうですかといったような具体的な事務事業に関するアイデアを募るという自由提案に分けて行っております。職員からその提案を受けたものについて審査委員会にかけまして、その審査を終えて表彰するすとか褒賞を授与するといったことを行っております。

提案に関しては毎年度、4月1日から11月30日までを募集期間としているのですが、特に7月を提案推進月間と位置づけて取組を強化してやっております、そのほか年に複数回、ティアンカイゼンNEWSというのを発行しまして、この制度の周知ですとか、提案の促進ということに努めているところでございます。

提案数の近年の傾向ということでしたけれども、最初にこの制度ができたのは平成10年度ですけれども、それから平成10年度から令和2年度に至るまでの7年間で、実は提案は6件しかなかったのですが、令和3年度に制度をリニューアルして、それ以降でいうと、令和3年度が、業務改善が18件、自由提案が30件で合計48件提案がありました。令和4年度が、業務改善5件、自由提案6件、合計11件ということで少し後退はしたのですが、今年度は、もう既に少し実績も出ておりまして、業務改善が8件、自由提案17件で、合計25件ということで、昨年度より増えたという状況になっております。

○高橋委員

令和3年度にリニューアルをしてから提案数が増えたということです。

採用された事例について、もう少し詳しくといいますか、具体例をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがですか。

○(総務)職員課長

提案で採用した事例ということで、主に業務改善の事例になるのですが、例えば、議員の皆様は今お使いいただいているタブレットをお貸しして、資料等のペーパーレス化を行ったという、議会のICT促進がまず上げられますけれども、そのほか、市民アンケートの実施に際して、マイクロソフトのフォームズを活用して、ウェブでのアンケートを実施するというもの。それから、ロゴフォームを使いまして、職員採用試験の申込みをペーパーレス化にしたことが上げられるかと思います。

○高橋委員

次に、いつから現行の制度なのですかという質問を用意していたのですが、先ほど令和3年度ということでお答えいただきました。

このリニューアルされた制度が、その前までどのように変わったのか、変更点についてお示しいただけますか。

○(総務)職員課長

変更点ということですが、制度としては物すごく大きく変えたところでもないのですが、まず、漠然と提案を募る形に規定上はなっていたものが、先ほど申し上げたような業務改善に関する提案と自由提案といった形で、提案の種類というか内容を明確化した。例えば、どういうものを、提案として出していけばいいのかというの、ある程度イメージしやすくなったということがあります。あと、制度自体が、やはり少し周知というか、その辺が足りなかった部分があるかと思しますので、ニュース発行などをして積極的に提案を促すということで、そういう運用面を変えたというのが主なところかと思っています。

○高橋委員

そうした工夫によって、劇的にといいますか、大きくその提案数が伸びたというふうに思うのです。

今御答弁の中でイメージしやすくなったこと等も上げていただきましたけれども、実際にどういったものを出せばいいのかみたいなことをつかんでもらうことで、今回のいい形での改善につながったと思っているのですが、ここで、まず確認なのですが、この制度は、例規等でどのように位置づけられているのかということもお聞かせいただけますでしょうか。

○(総務)職員課長

提案制度の根拠ということになりますけれども、小樽市職員提案等規程の、いわゆる訓令がありまして、こちらで定めておりまして、例えば、目的としては、「市政全般について、職員の自由な発想による提案を広く求めるとともに、職員が業務の改善に取り組むことを通して、事務能率の向上並びに職員の能力開発及び勤労意欲の高揚を

図り、もって行政運営への職員参画及び行政運営の向上に資することを目的とする。」と定めておきまして、その他、審査の関係、褒賞の関係ですとかを訓令の中で定めているということになっております。

○高橋委員

ここでお聞きするのですが、先ほど申し上げたRE S A Sの地方創生政策アイデアコンテストのように、具体的に、例えば、デジタル活用など分野を指定して政策を募るということはできると考えてよろしいのでしょうか。

○（総務）職員課長

基本的には、できるだけ広く募りたいというのがまず前提にあるのですけれども、実は、令和5年度の職員提案推進月間ということで、今年7月にやったのですけれども、この際には、D S . I N S I G H Tを活用した自由提案ということで募集をやっておりました。

それがありましたので、今おっしゃったような分野を指定した提案を募ることはもう既にやっておりますし、これは今後もそういう形で職員提案制度を運用していく中で、そういう分野を絞った提案等の募集というのを引き続きやっていければと考えております。

○高橋委員

私からは最後の質問ですが、この庁内職員の方々だけではなくて、もっと門戸を開いてといいますか、広く政策の公募みたいなものがあってもいいというふうに考えるのです。特にデジタル分野に関しては、これからを見据えてやっていただきたいと感じています。

そのような取組は、制度上できるというふうに考えてよろしいでしょうか。つまり、市内外含めて、職員の方に限らず政策を公募するということです。これに関して、制度上できるかということと賞品等のインセンティブみたいなものを出せるかどうかということも一緒にお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室島谷主幹

RE S A Sを活用した、地方創生政策アイデアコンテストのように、広く政策を募ることや、委員の御質問の中にありましたデジタル分野など、分野を定めて政策を募ることは実施可能と考えております。

また、優秀な提案に対し、賞品などのインセンティブを設けることも可能と考えております。

○高橋委員

ぜひ、そうした公募に関しても、今後、市の課題の認識とその課題解決に向けてみたいなことを考えていく中で、広く意見を募るということもできればやっていただきたいというふうに、これはお願いベースですけれども思っております。

今後のことについて、特に、来年4月から総合政策部が新設されれば、そのタイミングが分水嶺になるのかというふうに考えています。これまでにない効果的な事業をつくっていけるかどうかというところで本市の創造性が試されるところだと思っていますので、ぜひ、画期的なアイデア等が政策になっていくように願っておりますので、引き続き、御尽力をお願いして、私からの質問は終わります。

○面野委員

◎環境に優しいまちづくりについて

一般質問で行いました環境に優しいまちづくりについてということでお伺いいたします。

初めに、二酸化炭素排出量の実質ゼロの定義とはどのようなことになっているのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成した状態のことを言います。

○面野委員

それでは、現在の排出量と吸収量の測定値をお聞かせいただきたいのと、また、測定の計測主体と計測方法というのはどのようなものになっているのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

現在の本市全域の二酸化炭素排出量ということになりますが、令和2年度におきまして104万5,000トンになります。吸収量につきましては2万5,000トンを見込んでおります。

これの算出ということになりますが、排出量につきましては、国の法で自治体排出量カルテというものがございます。これは市町村ごとの二酸化炭素の排出量統計データを用いて出しておりますが、その数値ということになります。

吸収量につきましては、今年、策定しました小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】を策定する際に、北海道の統計データから持ってきた森林の面積に、国のマニュアルで定めております係数を掛ける形で二酸化炭素の吸収量を算出しているものでございます。

○面野委員

それでは、吸収量というのは増やすことができるということも考えられるのですか。要は、森林が増えれば、吸収量が計数的には増えるという認識でよろしいですか。

○（生活環境）環境課長

この算出におきましては、森林面積に応じて計算していく形になりますので、面積が増えれば、吸収量も増えるということになります。

○面野委員

それでは、この排出量の削減の目安についてお伺いしたいのですけれども、例えば、市民の方がみんなエコバッグにしたときにどのくらい減るとか、何かそういう日々の日常的な行動の中で、皆さんがこうすれば排出量というものはこのくらい減るという目安みたいなものは、省庁を含めて何かイメージできるようなことは示されているのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

例えば、市民全体で何%だとか、企業全体で何%という内訳は持ってはございません。ただ、これにつきましては、2030年度を全体として、基準年に比べ50%削減するという全体の目標がございます。市民の皆さん、それから事業者、市、それぞれが取り組む方向性を示しておりまして、その目標に向かって取り組むような形になっております。

ただ、参考値としまして、例えば、室温温度を1度下げれば年間これくらいの削減量になるというような目安的なものは、計画の中に記載してございます。

○面野委員

計数の話ですけれども、それでは、この算出をするときに、人口減少に伴う削減量に関する係数というのはあるのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

人口減少に伴う計数ということにつきましては、今回この策定に当たりまして、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研と言っておりますが、こちらの将来推計人口を参考にさせていただいております。

基本的に、この人口の推移に比例するような形で、各種データを整理させていただいております。

○面野委員

それでは、小樽市温暖化対策推進実行計画についてお伺いをしていきたいと思うのですけれども、これまでは、事務事業編というものを策定されていまして、2001年から昨年第4次実行計画まで計画をつくり、また推進に努め

てこられたものと承知しております。

2001年から策定された事務事業編では、これまでどのような取組を進められてきたのか、概要をお知らせください。

○（生活環境）環境課長

小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】ということでございますが、基本的には、職員の環境配慮、それから、例えば、室温の温度管理といったソフト面での運用、それから、設備を更新する際により高効率な設備に更新するというようなことと、これは主体的な取組ではないのですが、施設の統廃合に伴って減少してきたというのがございます。

○面野委員

事務事業編策定以降、第1次、2次、3次と温室効果ガスの削減目標が順次達成されてきたということで、市でも公表はされているのですけれども、その要因というのはどのように分析されていますか。

○（生活環境）環境課長

先ほど御答弁申し上げました取組とほぼ重なるのですけれども、環境配慮行動等、職員一人一人の意識が浸透したこと、それから、運用面におきまして、施設管理を徹底していただいたということが要因と考えております。

○面野委員

それでは、事務事業編と今年9月に策定されました区域施策編というものが同計画にあるのですが、こちらの違いというのはどのようなものになっているのですか。

○（生活環境）環境課長

事務事業編につきましては、市の事務事業に対する計画ということで、いわゆる市役所を対象とした計画になります。

区域施策編は、市役所に限定することなく市域全体、市民の皆さん、事業者の皆さん、行政と全部を対象とした計画になります。

○面野委員

それでは、区域施策編の策定方法について、策定までの日程ですとか、例えば、委員会とか審議会といったものの設置の可否があったかなどについてお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

区域施策編の策定方法ということでございますが、小樽市環境審議会を中心に議論いただいていることとなります。昨年度3回の審議を行っております。

なお、この小樽市環境審議会におきましては、関係団体としまして、審議会の委員のほかに、北海道電力ネットワーク株式会社小樽支店、小樽市漁業協同組合、小樽機船漁業協同組合、ようてい森林組合、小樽観光協会の5団体に関係団体として、会議に御参加いただいております。

昨年の1回目におきましては、市長から小樽市環境審議会に諮問いたしまして、今年4月に小樽市環境審議会から答申いただき、その後はパブリックコメントを実施した上で、9月完成となっております。

○面野委員

いろいろな委員の方が集って、この区域施策編を策定されたということでお答えをいただきました。

少し計画の具体的なところについて御質問させていただきたいと思うのですが、温室効果ガス排出量削減に資する取組と関連計画というものが示されておりますけれども、その中から、テーマが廃棄物です。市民1人当たりの1日の生活系ごみ排出量の目標値が2018年で470グラム、目標で2028年は425グラムというふうに示されております。

まず直近の確定値として算出されているのが2022年だと思うのですが、こちらの市民1人当たりの生活系ごみの排出量というのは何グラムになっていたか、調査されておりますか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

2022年の市民1人当たりの生活系ごみの排出量は474グラムです。

○面野委員

若干増えているという形ですけれども、これはやはり目標値に達成するには、様々な取組とか周知が必要になってくると思うのですけれども、この生活系ごみ排出量を減らす施策としては、今どのような取組を行っていますか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

現在、行っている主な取組としては、食品ロスの削減啓発チラシの配布、小型家電回収ボックスは市内に5か所設置しております。あと、今年からの廃食用油の回収というものもやっておりますので、そういうものがあります。

○面野委員

様々な取組が行われているということですが、若干まだ増えているということなのです。

次に、エコショップ認定制度の推進とあるのですが、このエコショップとはどのようなものですか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

エコショップとは、ごみの減量化、資源化及び再生利用並びに省エネルギーの推進に積極的に取り組んでいる小樽市内の店舗を、エコショップ(環境にやさしい店)として認定しております。

○面野委員

エコショップの認定要件というのはどのようなものですか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

エコショップの認定要件は、有料レジ袋の使用量の削減のほか、12項目これを含めてありまして、その主な例としては、「包装紙の簡素化又は無包装化の推進に努めていること。」や「食品トレイ、袋、箱その他の使い捨ての容器を使わずに商品を販売するなど、容器包装の削減に努めていること。」。それから、「ビールびん、一升びん、牛乳びんその他のリターナブル瓶の容器を使用した商品の販売に努めていること。」など有料レジ袋の削減も含め全部で12項目のうち、このレジ袋をまずやっていることとそのほかに、11項目の中から3項目、該当するものがあるところを要件としております。

○面野委員

エコショップに認定された店舗というのは、メリットがあるのでしょうか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

やはり、環境保全の意識の高い店舗であると認識されて、企業全体のイメージアップにつながると考えております。

○面野委員

それでは、市内の現在の認定件数というのは何件になっていますか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

現在34店舗です。

○面野委員

このエコショップは、計画期間の2028年まで、目標値というのは立てられているのでしょうか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

目標値は特に設けておりません。

○面野委員

少しずつ増えていっているのかという印象です。

次に、循環型社会の形成に向けた資源回収環境の整備についても、計画がテーマで載せられておりますけれども、こちらはどのような取組ですか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

主な取組として、資源物の分別収集、小型家電回収ボックスの設置、資源回収ボックスの設置などを行っております。

○面野委員

実現性は別として、資源回収環境の理想の最終形態というのは、どのようなイメージになるのですか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

収集や処理体制を構築して、資源化できるものは全て資源化していくというのがやはり最終的な理想の形態であると考えております。そして、昨年4月1日から施行されました製品プラスチックの分別収集というのが今、大きな課題というか、これから構築していく課題となっております。

○面野委員

私も桃内の一般廃棄物処理施設を視察させていただいたときにプラスチックで集められたごみ、ペットボトルのキャップを分別しなければいけないとか、包装を取らなければいけないとか、すごい苦戦というか、人がそこに割かれていて、物すごい作業だというふうには伺っておりましたので、その辺が課題で、これからどうしていこうかというのは本当に重要な視点なのかというふうに思いました。

それで、一例ですけれども、羽毛布団、ダウンジャケット、ダウンベストといった衣料品の別回収を行っているという自治体もあるというふうに聞いておりますけれども、現在、この羽毛布団やダウンというのは、小樽市ではどのような廃棄方法になっていますか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

衣類につきましては、材質もありますけれども、ほとんどは燃やすごみとなっております。

○面野委員

今、燃やすごみで基本的には回収、廃棄されているということだったのですが、ダウンをリサイクルやアップサイクルのための原料として回収するというふうになれば、どのような取組が必要になると考えられるかを聞いて終わりにします。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

市が行うとすれば、そのための分別収集体制を構築して、集められたものを保管する場所、それを再生してくれる企業との連携が必要になってくると考えられます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎改正マイナンバー法に係る戸籍への氏名の振り仮名について

改正前のマイナンバー法に係る戸籍への氏名の振り仮名についてお伺いしたいと思います。

今回、補正予算で、戸籍附票・住民基本台帳システム改修事業費が678万7,000円計上されています。

まずこの事業内容について説明願いたいと思います。

○(生活環境) 次長

今回の補正予算の事業内容についてですけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、戸籍、住民票、マイナンバーカードに氏名の振り仮名を追加するためのシステム改修というものを段階的に行うものですが、今回は、そのうち戸籍附票システムと住民基本台帳システムの改修を行う予定です。

○高野委員

戸籍の記載事項に氏名の振り仮名、氏名は一般的に認められているものでなければならないとし、詳細としては、統一的な審査が可能となるよう法務省から通知が来るというふうに以前、聞いたところ言っていましたけれども、通知は来たのでしょうか。

○（生活環境）次長

通知はまだ来てございません。

○高野委員

これから戸籍に記載する振り仮名を本人に通知をするということになると思うのですが、どのように今後、取り組むつもりなのか、スケジュールについてお聞かせください。

○（生活環境）次長

今年11月に行われました法務省の説明会で示されました想定スケジュールでは、令和7年5月頃に、本籍のある人へ振り仮名を通知するというふうにされておりまして、令和6年度中にまずシステム改修を完了させ、令和7年5月頃に本市に本籍を置いている方に振り仮名の通知を郵送し、通知後1年後の令和8年5月頃までに戸籍に振り仮名を記載するというような流れと伺っております。

○高野委員

通知を送付しても、見逃した場合の対応というのはどうなるのか。そうなった場合、現に使っている読み仮名と異なる振り仮名が掲載される可能性というのもあるのでしょうか。

○（生活環境）次長

本人への通知につきましては、出生届を提出したときに、届出者が記載をした仮名を基に通知をする予定ですが、異なる振り仮名が記載されるということは、全くないというふうには考えておりませんが、仮にそのようなことがあった場合については、法務省での説明会では一度限りということになりますけれども、自治体に訂正の届出を行うことができるとされてございます。

○高野委員

それでは、本籍と住民票が異なる場合の取扱いというのはどうなるのでしょうか。

○（生活環境）次長

本籍地の自治体が、戸籍の附票に記載してある住民登録地に通知をすることになります。

○高野委員

それでは、小樽市に本籍を置いている方の人数というのは、どれぐらいになるのでしょうか。

○（生活環境）次長

11月末現在となりますが13万6,537人です。

○高野委員

13万人ということでした。

今回の補正で出ている部分は、住民票のデータに基づきながら行う作業ということで、入力ミスということはないのかもしれませんが、今後は、小樽市民に対しての通知の手紙を出す事務作業だったり、そして、通知が戻ってきたら今度は手作業で戸籍に振り仮名を入力していくとか、かなり業務量の負担がかかるのではないかと考えています。

こうした業務負担や、短い期間で戸籍に振り仮名を入力することは、誤入力などの心配があるのですけれ

ども、そういった心配はないのか、その辺について伺いたいと思います。

○（生活環境）次長

本人へ通知をする振り仮名については、先ほど申しあげました出生届に記載された振り仮名ということになりますので、相当数は入力が必要になるのではないかとというふうに想定しておりますが、仮に、通知をした振り仮名に相違がある場合については、入力作業が発生するということになります。

現在、国からは具体的に取扱い方法は示されていないのですけれども、きちんとチェック体制を整えて、誤入力等のミスが生じないように努めてまいりたいと考えております。

○高野委員

ほとんどが入力はないのではないかとというようなお話もありましたけれども、やはりすごく心配だというふうに率直に思っています。

医療機関では、保健所の確認をオンラインで行う際に、保健所に記載された振り仮名とオンライン上のデータの振り仮名が異なっていたという問題も起きていますし、片仮名の大きい「ヨ」と小さい「ョ」という違いだけでも健康保険情報が不一致となる。デジタル化を名目として無理な作業を現場に押しつけるということになれば、さらなるトラブルを招きかねず、国民に負担が大きいマイナンバーの活用は止めるべきだというふうに申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

◎後志管内消防指令業務の共同化について

次に、後志管内消防指令業務の共同化について伺いたいと思います。

今回の議会で、後志共同消防指令センター整備事業費について上がっているのですけれども、まずこの事業費について説明願います。

○（消防）徳田主幹

この補正予算の業務につきましては、後志共同消防指令センターを施工するために必要な実施設計となります。

なお、この実施設計では、設計図、仕様書、各種計算書、工事予算書等を作成するための業務となります。

○高野委員

後志管内消防指令業務を共同運営する構成市町村についてお知らせください。

○（消防）徳田主幹

共同化を行う市町村の構成につきましては、小樽市、岩内・寿都地方消防組合を構成する岩内町、寿都町、島牧村、黒松内町、共和町、泊村、神恵内村の7町村並びに北後志消防組合を構成する余市町、古平町、積丹町、仁木町及び赤井川村の5町村、計13市町村となります。

○高野委員

そもそも、後志管内消防指令業務の共同化というのはどういったものなのか、説明願います。

○（消防）徳田主幹

後志管内消防指令業務の共同化とは、複数の消防本部がそれぞれ行っている119番などの緊急通報の受付や、消防隊、救急隊への出動指令等を1か所の消防指令センターにおいて実施するものとされております。

○高野委員

119番の受付を一括にするということですが、なぜ小樽市と岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、三つの消防本部が後志管内消防指令業務を共同運営することになったのか、その理由についてお聞かせください。

○（消防）徳田主幹

本市におきましては、令和7年度までに単独で消防指令センターの整備を予定していたところです。それに伴いまして、後志管内3消防本部から本市の整備に合わせた共同化の検討をしてほしいとの申入れがあったことから、協議を開始したところでございます。

なお、羊蹄山ろく消防組合においては、平成24年に同組合が整備した消防指令センターが耐用年数を超え、消防指令業務の維持が困難となったことから、令和4年度に消防指令センターを整備したため、今回の共同化には小樽市、岩内・寿都地方消防組合及び北後志消防組合での実施となったものです。

○高野委員

今後ですけれども、倶知安町、蘭越町など7町村で構成される羊蹄山ろく消防組合も共同化される可能性というのはあるのでしょうか。

○(消防) 徳田主幹

羊蹄山ろく消防組合につきましては、現在、運用中の消防指令センターの整備時期、次回の更新時期に参加について検討することですので、現時点においては参加の有無及び時期等については未定となっております。

○高野委員

今は未定ということでしたけれども、小樽市で共同消防指令センターとして新たに管轄すると、通報処理件数が約25%増えてしまうというふうに聞いています。

人員を1人増やして対応可能としているのですけれども、今年は熱中症による救急搬送というのもすごく多かったですし、やはり災害級のことが起きた場合は、119番を受理するときに6人体制で足りるのかという不安があるのですけれども、その点は大丈夫なのでしょうか。

○(消防) 徳田主幹

共同消防指令センターの配置人員につきましては、消防力の整備指針及び各消防本部における令和7年の通報件数の推計値から検討を行っております。

小樽市の通信員1人が1日当たり受け付けている現時点の通報件数と共同化を行うに当たり受け付ける通報件数が同程度となるように、各係1名の増員をしたところであり、これにより、通信員の平均した受付件数は増加しないと見込まれていることから、対応は可能だと考えております。

○高野委員

対応は可能だということでした。これまで、消防本部の管轄面積が全国平均の3倍にもなるといった問題もあって、広域化を進められなかったという経過もあります。

私は、今回の共同化に伴って将来的に広域化が進められて、消防力が低下しないのかというところをとても心配しているところです。今回のように、消防指令システムの一元化で関連設備のコスト削減を進めることをしたりですとか、各消防署や消防車両が減らされて結果的に地域住民の命が守れなくなるのではないかとといった懸念があるのですけれども、そういった心配というのはないのでしょうか。

○(消防) 総務課長

今、委員がおっしゃったように、後志管内消防本部の広域化につきましては、北海道消防広域化推進計画を踏まえまして、平成24年に後志管内4消防本部が協議し、後志管内特有の地形や消防署所管の距離が遠いことなどから、広域化によるスケールメリットが得られないとの理由により、国や北海道が示す広域化の効果が見込まれないと判断されております。その後につきましては、現在まで広域化の検討ということはされておられません。ですので、現在のところは、広域化ということは検討されていないということの判断になります。

○高野委員

何より地域住民の命が守れなくなるということはないように、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思っています。

◎学校給食費について

次に、学校給食費について伺いたいと思います。

今回、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、食料品価格等の物価高騰の影響に特に受けている低所

得世帯支援として1世帯当たり7万円の給付の追加提案がされました。重点支援地方交付金の追加は、地域の需要に応じた支援事業を活用できる推奨事業メニューにもあると思うのですが、推奨事業メニューの配分というのは、本市で幾らぐらいまで見込んでいるのか、お聞かせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、推奨事業メニュー分の本市に対する交付限度額は2億7,740万4,000円となっております。

○高野委員

それでは、推奨事業メニューの生活者支援では、こういったものに活用できるのかについて説明願います。

○(総務)企画政策室松尾主幹

生活支援の推奨事業メニューといたしましては、エネルギー・食料品価格等の価格高騰に伴う低所得世帯支援、エネルギー・食料品価格等の価格高騰に伴う子育て世帯支援、消費下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買換え促進による生活者支援の四つの事業メニューが示されております。

学校給食などの支援につきましては、エネルギー・食料品価格等の価格高騰に伴う子育て世帯支援の一つに例示されております。

○高野委員

メニューの中には、そういった学校給食にも充てることができるということが分かりました。

今年の第2回定例会の地方創生臨時交付金を活用して、小・中学校の学校給食費保護者負担軽減事業費として9月から12月の4か月分の給食費が計上されたのですが、この事業費の金額についてお聞かせいただけますか。

○(教育)学校給食センター所長

約7,530万円となっております。

○高野委員

日本共産党は、今回の代表質問でも学校給食費について伺いました。通年での無償化をするという場合はどのぐらいかかるのか、まず金額についてお聞かせください。

○(教育)学校給食センター所長

現在の児童・生徒数や、物価高騰分を含めて試算すると約2億8,500万円となっております。

○高野委員

先ほど推奨事業メニュー活用もできるということでしたけれども、今回の緊急生活支援給付事業費のように全て配分分を活用できないということを考えたら、やはり足りないというふうに思います。本市で行った9月から12月までの給食費の無償化、本当にあらゆるものが値上がりしている中で、保護者からは本当によかったといった喜びの声も寄せられているのも事実であります。

議会答弁の代表質問の中では、財源がかかるということで慎重にしていきたいという答弁でしたけれども、ぜひ、新年度で通年での給食費の無償化を考えていただけないかと思うのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

○(教育)学校給食センター所長

給食費の無償化には2億8,500万円と多額の財源が必要なことから、通年での無償化の実施は難しいものと考えております。

給食費の無償化には財源の確保が重要であると考えていることから、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、無償化の財源措置について国に要望しているところでございます。

○高野委員

やはり通年は難しいという答弁がありました。

保護者からは、年度替わりの出費が多いという声も聞いています。特に4月ですと上靴を新しく替えなければいけないとか、新しく教材費をそろえるということも何かとお金がかかってきます。小樽市総合教育会議の中でもそういった話も出されておりました。

日本共産党は、代表質問でも言ったとおり、通年無償化が望ましいというふうには思うのですけれども、今回の推奨事業の交付金を活用して、4月から4か月分の学校給食費の負担軽減をぜひ行っていただけないかと思うのですけれども、そうした考えはないのか、その辺はどうでしょうか。

○（教育）学校給食センター所長

ただいまお答えしたとおり、給食費の無償化には、たとえ4か月であっても多額の経費がかかりますので、難しいものと考えておりますが、今後どのようなことが可能なのか検討していく必要があると考えております。

○高野委員

ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスについて伺いたいと思います。

一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、改めて質問させていただきたいと思います。

まず、ふれあいパスとはどういったものなのか説明願います。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

ふれあいパス事業につきましては、高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康の保持と生きがいの創出を目的に、市内に住む70歳以上の方を対象に、バスの回数券を年間12冊まで半額で購入できるチケットの交付またはJRの乗車券を交付する制度でございます。

○高野委員

先日の本会議の一般質問で、ふれあいパス事業の在り方についていろいろ伺いました。答弁では、本事業では多くの市民に利用されていると、そして、重要な事業だと認識しているという答弁でありました。

なぜ重要な事業だとお考えなのか、その点について伺いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

先ほどお答えいたしました事業目的に基づきまして、高齢の方の社会参加や健康保持のための外出の機会の後押しとして本事業を実施してございます。多くの市民の皆様にご利用いただいていることから、重要な事業として捉えているものでございます。

○高野委員

ふれあいパス事業における利用状況についても伺いたいと思います。令和元年度から令和5年度の対象人数についてお知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

各年度の対象者数をお答えいたします。令和元年度3万7,873人、令和2年度3万8,583人、令和3年度3万8,871人、令和4年度3万9,089人、令和5年度3万8,978人でございます。

○高野委員

次に、回数券販売数についてはどうなのか、説明願います。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

回数券の販売冊数でございます。令和元年度18万990冊、令和2年度12万5,573冊、令和3年度13万260冊、令和4年度12万9,627冊、令和5年度につきましては13万2,851冊を見込んでございます。

○高野委員

それでは、事業費についてはどうでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

ふれあいパス事業分の事業費を1,000円単位でお答えしたいと思います。令和元年度1億9,469万9,000円、令和2年度1億5,868万3,000円、令和3年度1億5,630万3,000円、令和4年度1億5,552万5,000円、令和5年度につきましては1億5,939万5,000円ということで見込んでございます。

○高野委員

先ほど対象者についても人数をお聞きしました、3万7,000人から3万8,000人いる中で、ふれあいパスの利用が減っている状況があるわけですが、その理由についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

先ほど御答弁いたしました、令和3年度の制度見直しからふれあいパス事業分の事業費は減少傾向にございましたが、令和5年度につきましては、前年度に比べまして少し増える見込みでございます。いろいろな要素はあると思っていますけれども、この数年はコロナ禍による外出控えというものがあって利用が減っていたのではないかと、思っていますけれども、今年度につきましては、徐々にその辺が緩和されてきているのではないかと、思っております。

○高野委員

新型コロナウイルス感染症の影響もあったけれども、少しずつ回復もしているのではないかなというようにお話をしました。

先月、利用者の方にいろいろお話を伺ったら、冊数制限される前は1か月、3冊から4冊活用しながら、習い事ですとか買物に行っていたけれども、制限されてからは、なるべく外に出ないようにしているということも聞いています。

利用される方が低くなっている背景には、こうした利用制限が大きく影響されているのではないかと私は思うのですけれども、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

繰り返しの部分もございますけれども、この数年はコロナ禍による外出控えがあり、利用が減ったと考えてございまして、ふれあいパスの利用制限を設けたことが利用減に直接つながっているとは考えてございません。

また、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、令和2年度に制度を利用していた方に、申請不要で郵送交付を行ったため、交付率が高くなったものと考えてございます。

一方、令和4年度につきましては、申請を必要としたことと、令和3年度に回数券の有効期限をなくしたことに、よりまして、手元に回数券の在庫が残っていて、令和4年度は回数券を買わずに済んだ方が一定程度いらしたため、前年度より交付率が下がったものと考えてございます。

○高野委員

先ほど重要な事業だということも言われていましたし、高齢者の社会参加につながっているというお話も伺いました。やはり積極的に高齢者社会参加、健康保持を考えたら、そもそも制限をかけるということ自体おかしいと私は思うのですが、その点についてはどのように考えているのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

こちらにつきましては、限られた財源の中で持続可能な制度として事業を安定的に継続させていくために、皆さんの御議論も踏まえまして、制度を令和3年度に見直したものでございます。

これにつきましては、購入上限を設けることは必要だったということで御理解いただきたいと思います。

○高野委員

御理解をということだったのでございますけれども、高齢になると、やはり思うように体が動かせないなど、精神的にも何かを始めるときにおっくうになるということが増えるというふうにも聞いていますし、だからこそ、こうしたふ

れあいパスが一つのきっかけとなって外出意欲につながっているというふうにも聞いていますし、私もそう思います。

やはり、ふれあいパスは、高齢者の健康維持はもちろんですけれども、制限は、いつも買物に来てくれたお客さんが来なくなるなど、市内経済にも影響が出てくる問題でも私はあると思いますし、制限をかけなければ日中のバス利用促進など、いい影響があるのではないかというふうに思います。

制限をやめることを改めて考え直していただきたいというふうに思うのですけれども、その点についてお答えください。

○福祉保険部長

先日の高野議員の一般質問の再質問でも答弁させていただきましたけれども、この事業につきましては、限られた財源の中で、持続可能な制度として事業を安定的に継続させていくために、勉強会ですとか議会の議論を踏まえて、現在の事業内容にて運用させてもらったということでございます。

したがいまして、当面は今のままでやっていきたいと思っておりますので御理解願いたいと思います。

○高野委員

当面は今のままという話でしたけれども、ふれあいパス事業の経過を見ますと、やはり制限をかける前と比較しても、この間の回数券の販売冊数がかなり減っている状況があるのです。なので、制限をやめても極端に事業費が大きく変わっていくということはないかと思いますが、何よりも、高齢者の方が元気に過ごせるということは、本市にとっても、とてもメリット、いいことだというふうに思いますので、今後、考え方が変わってくれることを強く願って質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時39分

再開 午後3時04分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○中鉢委員

◎市役所職員の労働環境について

私からは、市役所職員の労働環境についての質問をさせていただきたいと思います。

本市の働き方改革及び給与体系についての質問ですが、地方公務員の勤務時間や給与などについては、人事院の勧告に従ってなされているというふうに思います。私も、土日であるとか、少し遅くまで残っていて、ふと庁舎を見ますと電気がついている階があって、あそこの階のあそこは何課だな、遅くまで頑張っておられるなというようなものを見ながら、そのような方々の残業代というのがきちんと出ているのかというのをふと思ったわけです。

そこでまず質問が、残業をするか否かの判断を誰がするのかというのと、どのようなときに残業代が発生しているのかという規定、加えて、通常であれば役職が上がりれば給与もそれに伴って上がるものだと思うのですけれども、主査、主幹とか課長などの役職がつく方もつくものなのか。また、その規定とか必要条件等があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○（総務）職員課長

それでは、幾つか御質問ありましたけれども、まず、職員が残業するか否かの判断というところですが、いわゆる時間外勤務になりますけれども、条例の中で、任命権者は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合は、時間外勤務を命ずることができるとはなっているのですけれども、実質的には専決規程によりまして、時間外勤務命令というのは、課長職が行うこととなっておりますので、実際には各課長職が所属職員の業務処理状況等を踏まえまして、必要と判断すれば、時間外勤務を命じるということになっております。

どのようなときに残業代が発生するのかということに関しましては、今申し上げたような各課長職の判断で時間外勤務を命じた場合に、小樽市職員給与条例の第16条に時間外勤務手当の規定がございまして、時間外勤務手当を支給することというふうになります。

それから、役職が上がればというようなお尋ねがありましたけれども、この役職が上がるというのは、いわゆる昇任と言いますけれども、これは本市におきましては、職員の上司が、それまでの勤務成績などを評価した上で昇任についての内申書を作成し、それに基づいて昇任するということになります。

根拠としましては、地方公務員法の第15条にある能力の実証に当たるものがこの内申書ということになりまして、昇任に当たって特別に必要な条件があるということではないのですけれども、本人が上がりたいとか役職に就きたいと言って上がるというものではないということになっております。

○中鉢委員

実は私の父親も、札幌市ですけれども市役所に勤めたことがありまして、皆さんの働いている姿を見ながら、父のことも思い出したりすることがあるのですけれども、長いこと市役所に勤めておりますと、専門の部署ではないところで働くような機会があったり、いろいろなことがあろうかと思うのですが、そのモチベーションというのは大変大事なものだと思います。昔であれば残業代がつかないようなことも、私の父の時代はあったように聞いておりますが、小樽市役所はどうか分かりませんが、今では決してそのようなことは許されることではありませんし、もしも万が一、労働基準監督署とかに駆け込むようなことであつたり、何より精神的に病んで、過労死などになってしまうことはあってはならないと思います。

それで残業の件ですが、残業の上限のようなものを設定しているのかということをもっとお聞きしたいのと、あわせて、残業代というのは、どのように予算を計上して算出をしているのでしょうか。その残業代のベースとなる残業の時間の推移について、これは途中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期もありましたので、最新のものとコロナ禍前のものとを示していただきたいと思います。また、残業時間の推移の分析等もできればお願いいたします。

○（総務）職員課長

ただいまの御質問の部分で、まず残業の上限はあるのかというお尋ねがありましたけれども、こちらは、平成31年に労働基準法の改正によりまして、時間外勤務の上限規制というのが設けられましたので、それを踏まえまして、本市でも、小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則というものの中におきまして、労働基準法に準じた制限になりますけれども、原則として1か月には45時間以内、1年で360時間以内などの上限は設けてはおります。

ただ、公務員の場合ですと、緊急の場合は時間外勤務を命ずることができるという例外規定がありまして、緊急に処理しなければならない特例業務等がある場合には、この条件を超えても時間外勤務を命ずることができるというふうにはなっております。

それから、時間外勤務の予算等のお話がありましたが、まず予算につきましては、基本的には前年までの実績等を踏まえて、一般会計の分ですと、私ども職員課で一括計上した上で、各部ごとに前年の実績ですとか、当年度の何か例年にないような業務があるかどうかというようなことでの時間外勤務の時間数の見込みというのを提出して

もらいまして、それを踏まえまして、各部に時間外勤務程度の予算配分というのを行っております。配分した上で、さらに、その時点で予測し得なかったような突発業務で不足するというようなことが見込まれましたら、要望を受けた上で、追加で時間外勤務程度の予算というのを配分するというをしております。

時間外勤務の実績時間というお話でありましたが、市長部局の実績ということで申し上げさせていただきたいのですけれども、コロナ禍前の最後の令和元年度が、市長部局で全て合わせました時間でいうと約5万7,800時間になりました。令和4年度、一定程度、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきた時期ということで申し上げますと5万9,900時間ということになっておりまして、令和元年度と4年度の比較で申し上げますと2,100時間ほど増えているのですけれども、まだ令和4年度ですと新型コロナウイルス感染症の影響というものが残っていたということで、部でいうと保健所が、令和元年度と4年度の比較でいうと3,700時間ほど増えていたのですけれども、部ごとの増減はあるのですけれども、そのほかの部ということでは、全体としては減少しているということになっております。

○中鉢委員

大体、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきて、皆様の残業も落ち着いてきているということで安心いたしましたし、また、残業の予算についてもしっかり管理されていることが分かりました。

全てが表に出ているわけではないと思いますが、道内でも数年に一度、自治体の職員の自殺というニュースがありまして、道東のあるまちではパワハラがあったとか、残業の時間が月149時間あったとか、当事者の方が亡くなられてから明るみに出ているようなことがございます。職員も、部署によっては市民のクレームというか、もちろん、建設的な意見もあるかと思うのですが、その矢面に立つようなポジションの方もいらっしゃるって、仕事としてストレスというのは決して少なくないものだと思います。

そこでお尋ねいたします。本市では、職員のメンタルヘルスケアについてはどのようにされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○（総務）職員課長

メンタルヘルスケアということのお尋ねでありましたけれども、これに関しては、まず職員の業務の状況を一番身近で見ているというのは各所属長ということになりますので、各所属長が、例えば、人事評価の面談などの機会に、それぞれの職員の業務の状況ですとか、心身の健康状態の把握というのをしまして、それを踏まえて、業務配分の調整などを必要に応じて対応しているというのがまず第一ということになると思います。

そういうこともありまして、本年度から、新任管理職を対象とした研修の中で、メンタルヘルスケアということでの講義の時間を新たに設けたところでございます。

各所属長以外のメンタルヘルスケアの体制ということで申し上げますと、市役所で申し上げますと、健康管理室というのが地下にありますけれども、そこに保健師が勤務をしておりますので、その健康管理室において、メンタル面も含めた様々な健康面での相談というのを受け付けておりまして、今年度からは新規採用職員が4月に入りまして、半年経過したというところで、秋ぐらいの時点で各新規採用職員に対して面談を行っております。

それから、月に80時間を超える時間外勤務を行った職員について、これは本人の希望によりまして、産業医による健康相談というのを実施しておりますほか、私ども公務員にも、平成28年度から義務付けられたストレスチェックがありますけれども、このストレスチェックの結果で高ストレスだと判定をされた職員につきましては、これも本人の希望によってということですが、産業医による面接指導というのを実施しております、メンタルのケアということに努めているところでございます。

○中鉢委員

職場の中であるとか、庁舎の中では、なかなか相談しづらいようなこともあって、外部にも公務員専用のメンタルヘルスケアというか、相談するような窓口もあるように聞いておりますので、そういった部分を進めていただいて、また、今お聞きしますと、新規採用の方にもしっかりとヘルスケアをしていただいているので安心いたしました。

た。

限られた職員の中で仕事の平準化というのはなかなか難しいと思いますし、仕事というものは、どうしてもできる人のところに集まってしまう、能力や経験であるとか、知識を有する人などのところに集まりがちであるかと思っています。万が一のことが起きてしまうと行政サービスにも影響が出ますし、そのようなことが新卒者の採用も、これからままなくなるといふふうに思います。

職員の方のケア、勤怠管理のマネジメントをするのが管理職の仕事の一部だと思いますので、管理職の皆様にはぜひ、優秀な職員がドロップアウトしないように、いま一度マネジメントをお願いしたいところであります。

◎地域包括支援センターについて

項目は変わりまして、次に、地域包括支援センターについての質問でございます。

銭函地区に地域包括支援センターという趣旨で一般質問で触れさせていただきました。

本市の地域包括支援センターは4か所あるというふうにお聞きしております。その4か所の地域包括支援センターの担当するそれぞれの人口、また、老年人口などの情報が分かればお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

4か所の地域包括支援センターのそれぞれの老年人口の情報についてですが、令和5年9月末時点でお答えさせていただきますと、北西部圏域が人口1万9,845人、65歳以上人口が9,310人です。中部圏域が人口2万6,390人、65歳以上人口1万875人、南部圏域が人口2万5,839人、65歳以上人口1万1,201人で、銭函地区を担当している東南部圏域ですけれども、こちらは人口3万4,980人、65歳以上人口が1万3,201人となっております。

○中鉢委員

それで、地域包括支援センターの役割はという話になりますと、我々議員であるとかは一定程度の理解をしているかと思うのですが、実際に家族が介護をするような場面になって初めてその存在に気づいたりであるとか、そのありがたみを知るのが地域包括支援センターなのかというふうに思います。

そこで、本市の地域包括支援センターには、どのような相談、質問が寄せられているのか、分かればお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

地域包括支援センターに寄せられる相談ですけれども、一番多いのが介護保険サービスについてで大体6割ぐらいになります。そのほか生活、住居、家族問題に関することとか、認知症、医療ですとか疾病に関わるような部分、あと、高齢者の福祉サービス、虐待などの権利擁護、分類でお答えしますと、こういったことに関する御相談が寄せられております。

○中鉢委員

多岐にわたっているのが理解できました。

私は、今回の一般質問で新たに地域包括支援センターをという視点でのお話をさせていただきました。ただ、そういう視点で質問をさせていただきましたけれども、こういうときに自分に有利なデータだけ出すのはおかしいと思ひまして、完全にニュートラルな状態で、小樽市に人口に近い全国の都市を北から南までいろいろ調べまして、地域包括支援センターというのはどれだけあるのかというのを見てみました。

全国で見ますと、令和4年の数字で7,409か所、人口割にすると約1万7,000人に1か所という計算になります。道内、道外で小樽市の人口同程度の市で見たのは北見市、人口に近いのは山形県酒田市とか石川県小松市、埼玉県富士見市とか岡山県津山市、滋賀県彦根市とか大体10万人から12万人ぐらいの都市の、それぞれの地域包括支援センターの数を調べてみたのですが、酒田市とか小松市は10か所あるのです。それで、富士見市というのは埼玉県です、面積がぐっと小さくて、小樽市の10分の1にも満たない市ですけれども、それでも5か所の地域包括支援センターがあるのです。特段、私に有利な数字だけをピックアップしたわけではないのですけれども、そのような

状況でありました。ただ、一概に人口とか面積では、はかれないと思います。

そこで質問いたします。先ほど内容についてお聞きしましたけれども、本市の地域包括支援センターの相談件数、また、その推移が分かればお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

地域包括支援センターの相談件数の推移ですけれども、新規で御高齢者の方の総合相談として受けた件数について御報告します。まず、平成30年度は2,388件、令和元年度は2,142件、令和2年度は2,047件、令和3年度は2,561件、令和4年度は2,782件でございました。

○中鉢委員

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しているときは少し少なくなりましたが、少し増加傾向というのがこの推移なのかと類推いたします。

先ほど、地域包括支援センターの理解がしづらいのではないかというお話をさせていただきました。他都市を見ますと地域包括支援センターという名称ではなくて、違う名称を使用している自治体があります。例えば、石川県小松市では高齢者総合相談センター、あとは、埼玉県富士見市では高齢者あんしん相談センター、熊本県熊本市の例で、もっと短く端的になっていますけれども、高齢者支援センター。

どれも地域包括支援センターというよりも、役割を分かりやすく端的に表現している名称だと思いますが、それについての所感をお尋ねしたいと思います。

また、今後、何かのタイミングで名称の変更という考えが出てこないのか、併せてお尋ねいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

まず所感の部分ですが、ここは委員のおっしゃるとおり、他市の例は分かりやすい面があると思います。

今後の名称の部分も含めてですけれども、本市における部分でいきますと、現時点では名称の変更というものはないと考えておりません。これは、平成18年度の地域包括支援センターの設置以降、定着してきた名称になっているというような認識があるもの、また、介護保険法で規定されている名称を使用することで、公的な施設であるということをはっきりとさせ、安心面があるということ、また、市外から転入されてくる方や親族の方にとっても通じる名称としてもメリットがあるのではないかと考えているところであります。

地域包括支援センターのチラシでは、高齢者の総合相談窓口という表記を明確にしております。今後も広報と周知の際には工夫してまいりたいと考えているところであります。

○中鉢委員

確かに、今御説明いただいたような考え方もあると思ひまして、私も納得したところではあります。

◎基金と寄附について

次に、話を移させていただきます。基金と寄附についてということで質問をさせていただきたいと思います。

先日、市民の方より個人の意思で市に役立ててほしいと、できれば市役所の新庁舎建設の一部にしてほしいというお話を受けて、対応させていただきました。その際に、基金の一覧リストというものを頂きました。その数に私はいささか驚かして質問をいたします。

現在、本市には幾つの基金があるのでしょうか、お示してください。

そして、本市のホームページを見てみますと、表示されているのは24の基金のみになっているのですが、全てを表示していない理由をお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

現在の基金の数ですが、合計で45の基金がございます。

また、ホームページに表示されている基金が24である理由ですが、基金所管部署の意見等も踏まえ、広く一般に寄附を募ることに適していると判断しているものが24の基金ということでございます。

○中鉢委員

45という御回答がありました。

ほかの会派になりますけれども、みらいの平戸委員が代表質問にて基金について質問されていました。ホームページに表示されている24の基金は、おおむね多様な分野を網羅しているものだと思います。ただ、基金としてありながら、外部に向けてその基金を募らない、ホームページ上でオープンにしないというのは、お名前を冠する基金というのが幾つかございますけれども、本市に貢献いただいている方に対して若干、失礼な部分もあるのではないかなというふうに思います。

目的に近い基金に集約する必要性というのを感じるのですが、代表質問の答弁では、基金に名前のある御本人が亡くなっていた場合、法定相続人に意向を確認するというような内容であったと思います。ただ、基金が設立されてから時間が経過しているものは、基金の名前のある方が亡くなっているケース、そして法定相続人が追えないケースであるとか、何代もたってしまうとその基金の説明をしても、それ何ですかというようなことも起きかねないようなにも思います。

そこで質問いたしますが、そのような観点から、基金の集約の必要性を感じないでしょうか、お尋ねいたします。

○（財政）契約管財課長

各基金の集約の必要性につきましては、基金の目的や設置された経緯等を含め、基金所管部署において、それぞれ判断するものであると考えてございます。

○中鉢委員

45あります基金のリストを見ておりますと、基金の名称と目的という二つの項目に分かれていて、例えば、社会福祉事業の運用資金とするためという全く目的が同じものが四つありました。青少年の健全育成の資金とするという同じ目的のものが二つ、商工業振興の資金とするためというものが二つ、全く目的を同じとするものが四つとか二つというふうにあるものですから、これは大変に分かりにくいというふうに思います。

その集約という部分もそうですが、これから私の質問の意図するところに入らせていただきたいと思うのですが、これからの市の財政であるとか公共施設の建て替えなどを控えるに当たって、不安を感じる部分というのは、皆様お持ちであるというふうに思うのですが、財政の入りの部分、収入の部分はどこに求めていくかという部分に当たって、もちろん市税に対する収入というのもあるのですが、最近ですと企業版も含めたふるさと納税という制度もあります。その中に、寄附という選択肢も有効性があるのではないかなというふうにも思います。

そこで質問いたします。本市の基金への寄附金の推移、件数も分かればお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

過去5年分の本市基金への寄附金の推移と件数についてお答えしたいと思います。

まず、令和4年度が約9億1,000万円、件数が約5万5,000件。令和3年度が約7億2,000万円、件数が約3万6,000件。令和2年度が約4億2,000万円、件数が約2万5,000件。令和元年度が約1億6,000万円、件数が約7,000件。平成30年度が約1億8,000万円、件数が約7,000件となっております。

○中鉢委員

かなりの金額です。

少しデリケートな問題なので、言葉を選ばなければならないと思うのですが、高齢化が進むということは、イコール亡くなる方が増えるということで、そこでは、多少の差があっても、遺産をどうしようかと考える方というの、これから比例して増えるものだと思います。

私も、自分のことを考えると親の遺産をもらえるならもらいたいと思うのですが、ただ、第一に優先しなければならないのは本人の意思だと思います。中には、息子、娘にはやりたくないとか、慈善団体に寄附するのだというような考え方もいらっしゃると思うのですが、そこに、自分の住んでいるとか、自分の生まれ育ったとか、小樽市

に寄附をしたいのだという気持ちを持っている方というのは一定数いらっしゃると思いますし、そういうところに対して、小樽市に寄附ができるのだという選択肢に加えていただく上においては、いろいろな情報発信をしていかなければならないかと思います。

本当にデリケートな問題なので難しいのですが、例えば、相続の関係の話が1階の窓口のデジタルサイネージで出てくることがあったりしますし、広報おたるに、小樽市に皆さんの気持ちをお寄せくださいであるとか、お悔やみの窓口は少し直接的かもしれませんが、その辺を許される範囲の中で、ぜひとも公平、盛大に、ホームページのトップページに寄附のバナーを募るであるとか、そのようなことはできないでしょうか、市の見解をお聞きます。

○（財政）契約管財課長

分かりやすい周知方法ということでございますが、ホームページのトップページにバナーを設置すること自体は可能ではございますが、バナーにこだわらず、今後も寄附について分かりやすい情報発信に努め、周知を図ってきたいと考えてございます。

○中鉢委員

かなりの金額が寄附されているような事実も分かりましたので、ぜひとも力を入れていただきたいと思ひまして、これで質問を終えたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

○前田委員

◎小樽市鳥獣被害防止計画に関わって

小樽市鳥獣被害防止計画に関連して質問をいたします。

初めに、直近3年間のヒグマの出没状況と捕獲数について、特に今年度、令和5年度については詳細に御説明をいただきたいと存じます。

○（産業港湾）宮田主幹

直近3年間の出没状況と捕獲数、令和5年度についての詳細を説明いたします。

令和3年度の出没状況は、目撃3件、足跡痕跡等9件、捕獲数2頭。令和4年度は、目撃14件、足跡痕跡11件、捕獲数4頭。令和5年度は、目撃31件、足跡痕跡11件、捕獲数18頭となっております。

また、令和5年度についての詳細説明に関して、出没地域は、市域東部の星野町4件、見晴町10件、桂岡町1件、春香町3件、張碓町2件。市域中央部の望洋台1件、天神町1件、最上2丁目2件、朝里川温泉1丁目2件。市域西部の蘭島2丁目で2件、忍路2丁目で2件、桃内2丁目1件となっており、出没時期に関しては4月中旬から6月頃まで、市域東部からの通報が多く、前年の20件を上回る状況があり、星野町、見晴町では、住宅地の出没が頻発しております。このため、人的被害のおそれがあることから全庁的な会議を立ち上げ、問題クマの被害防止対策を実施しております。

捕獲数については、市域4か所に設置したわな等により、春香町内で7頭、星野町内で8頭、忍路2丁目内で2頭、新光町内で1頭の駆除をしております。

○前田委員

令和5年度について、ヒグマは、市内で18頭の捕獲等の説明がありました。

令和3年度、捕獲でいうと2頭、令和4年度で4頭、令和5年度18頭ですから、私にすれば異常な出没状況と捕獲数であったと思います。

そこで、小樽市の場合は何が理由でこのような状況になったのか、どのように分析されておられますか。

また、令和6年度のヒグマ出没状況はどのようなイメージを持っておられますか、御所見をお聞かせください。

○(産業港湾) 宮田主幹

ヒグマに関しての分析については、ヒグマは行動範囲が広く個体による地域での生態が不明なことから、詳しい理由は分かりませんが、一般に、近年の異常気象や開発等による山林環境の変化などから、ヒグマの食料となるドングリなど実のなる木の不足や減少により行動範囲が広がったり、また、住宅地から山間部にかけての農林業者の高齢化などによる離農により、農地や山林管理が不十分となり、ヒグマの行動がしやすい環境が市街地周辺に増えてしまったことが原因の一つと言われております。

令和6年度のヒグマ出没状況を正確に予測できるものではありませんが、札幌市など道内各地の出没状況を考えると、次年度も一定程度のヒグマの出没があるものと考えております。

○前田委員

今定例会では、議案第1号令和5年度小樽市一般会計補正予算の中に予備費の補正が計上されていますが、その補正の際の議案の説明において、これまでの主な充用内訳、有害鳥獣駆除対策経費として312万4,000円が上げられています。この内訳、使われ方について御説明ください。

○(産業港湾) 宮田主幹

有害鳥獣駆除対策経費312万4,000円の内訳や使われ方でございます。

ヒグマ防除隊員の捕獲者への報酬費の不足分として14人14万円、ヒグマ防除隊員のヒグマ出没時の出動手当の不足分として83日240万円、エゾシカなどの有害鳥獣駆除時の報酬費の不足分として107頭58万4,000円となっております。

○前田委員

市民の安全・安心に向けて、今年は特に、先ほども御説明ありました18頭のヒグマのことでございますけれども、防除隊の隊員につきましても相当な御苦勞があったものと推測されますが、産業港湾部長は、防除隊の最高責任者として、こうしたヒグマ防除隊の活動についてどのような御所見をお持ちでしょうか。

○産業港湾部長

今、御質問がありましたヒグマ防除隊の隊長を私が務めさせていただいておりますので、私から御答弁させていただきます。

先ほど担当からも答弁がありましたけれども、今年度はクマの目撃情報、それから駆除頭数が急増している状況でした。目撃情報がありますと、土日や時間にかかわらず、警察と市と防除隊の3者で現地を確認した後に、いわゆる痕跡調査を実施して、その調査の結果、問題クマと言いますけれども、問題クマだというふうに結論になりますと、駆除対応のために、追い払いですとか、わなの設置、見回り等を実施しなければならないことになります。

特に今年度は、見晴町の方面で、高速道路より下の市街地に目撃情報がありまして、先ほども担当から言いましたけれども、庁内で対策会議を開くという事態もありました。今年は特に回数や内容など、防除隊員の皆さんには大変御苦勞をおかけしたというふうに思っています、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思っております。

また、クマの駆除後には、そのクマの処理もしなければなりませんので、当課の担当職員の立会いも急増したということで、職員に対してもねぎらいの言葉をかけたいというふうに思っております。

○前田委員

エゾシカに関連して質問します。

同じく直近3年間の出没状況と捕獲数についてお聞かせください。特に令和5年度の直近についての状況、捕獲数について御説明いただきたいと存じます。

○（産業港湾）宮田主幹

出没状況としては、市域東部や西部の森林地域に面した農地や菜園であります。春から秋までの長期にわたり出没し、畑の踏み荒らし、苗や新芽の食害が発生しております。また、近年は、住宅地や幹線道路周辺に出没して庭木の食害や車両接触などが報告されております。

捕獲数については、令和3年度は150頭、令和4年度は205頭、令和5年度は4月から12月までの見込みで204頭となっております。

○前田委員

それで、この捕獲されたエゾシカの駆除、捕獲に係る補助金及び報酬金があるかと思います。この内訳について1頭当たりどうなっているのかお聞かせください。

○（産業港湾）宮田主幹

エゾシカ駆除、捕獲に係る補助金及び報酬金の内訳についてであります。

まず、国の事業である鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲に係る捕獲活動経費として、北海道を經由して小樽市鳥獣被害防止対策協議会に対し1頭につき7,000円となっております。

また、市の事業として、有害鳥獣駆除対策経費として1頭につき5,000円となっております。

○前田委員

そこで、小樽市鳥獣被害対策実施隊では、北海道猟友会小樽支部会員を中心に来年の令和6年1月、2月、3月に、合計5回の団体駆除を計画しています。

しかし、道や市はエゾシカの冬期の捕獲を推奨しておりますが、今説明がありましたように今年の予算が尽きていることから、報酬金等は支払われないと聞いているのですが、このことについて何か御所見があればお聞かせいただきたいと存じます。

○産業港湾部長

ただいまエゾシカの駆除頭数についても御答弁させていただきましたけれども、昨年も205頭ということで、もともと私どもの対策の計画の中では、エゾシカの捕獲計画数が180頭だったのですけれども、昨年はそれをオーバーしたということで200頭に上限を変更して、道から対応していただいたという現状があります。今年度は、既にもう204頭ということで昨年の頭数と並んでいる状況でありまして、実施隊の皆さんからのお話も聞いてみますと、エゾシカの生息数というのは増えているという認識でございます。

北海道からは、エゾシカの頭数調整ということで、冬場の一斉捕獲が推奨されておりました、北海道からのエゾシカ駆除に対する補助金については、本市の鳥獣被害防止計画の捕獲計画数を上限としていることから、既に捕獲計画数に達しておりまして、北海道からの補助金の追加は見込めないというふうに聞いておりますので、予算が不足している現状としては、本市として、この一斉捕獲を実施しないという選択肢もあるかと思います。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、エゾシカの生息数が増えているという認識でございますので、次年度の農業被害、それから、生活被害を未然に防止するという観点、また、新たな小樽市鳥獣被害対策実施隊員のエゾシカ捕獲技術に対する研さんという観点からも、市として冬場の一斉捕獲を実施しないという選択肢はないものと考えておりますので、それに係る予算の確保については、今後、財政課とも協議する必要があるものと考えてございます。

○前田委員

よろしく御検討のほどお願いを申し上げます。

先日、令和6年度から3年間施行される小樽市鳥獣被害防止計画の見直しについてということで、関係者への説明と意見聴取が行われたとお伺いしています。どのような方が、何人参加され、どのようなお話をされたのか、意見、要望があったのか、この辺についてお聞かせいただきたいと存じます。

○（産業港湾）宮田主幹

小樽市鳥獣被害防止計画に係る関係者の招集の内容についてであります。

小樽市鳥獣被害防止計画改訂に当たりまして、市が作成する素案に対し、鳥獣捕獲を担う北海道猟友会小樽支部から3名、小樽ビーストハンティングクラブから3名、北海道より委嘱されている鳥獣保護監視員2名の意見聴取を行ったものであります。

出された意見につきましては、対象鳥獣の捕獲に関する事項の捕獲計画数において、カラスの設定根拠に関して意見が出た以外は、特に意見、要望は出されませんでした。

今後は、令和6年1月に小樽市鳥獣被害防止対策協議会を開催し、素案の確定を行い、庁内の合意や北海道との事前協議、パブリックコメントを経て、計画策定を進めていきたいと考えております。

○前田委員

8名の方が出席をされて、意見が述べられたということだと思います。

それで、令和6年度以降の小樽市鳥獣被害防止計画を今つくられようとしておりますが、数値的に何か変わるようなところや、特徴的なところがあればお聞かせいただければと思いますが、いかがですか。

○（産業港湾）宮田主幹

新たな対象鳥獣の捕獲計画の部分の数値等についてであります。基準年が変わって被害額が増えた部分、あと、エゾシカに限らず、ほかの対象鳥獣全ての捕獲計画数が上がっておりますので、捕獲目標も増のような形で設定してございます。

○前田委員

終わりますけれども、市民の安全・安心に向けた視点からも、予算が不足することのないように十分、予算を確保して対応していただきたいと存じます。

○中村（岩雄）委員

◎全国学力・学習状況調査結果について

まず、全国学力・学習状況調査結果についてお尋ねします。

国が毎年実施しております全国学力・学習状況調査について、市教育委員会では、今年度の結果を9月に公表しておりますが、この結果を見ますと、これまでも指摘されておりますけれども、教科に関する調査のどの科目も、全国、全道の平均正答率を下回っていることが多く、また、改善されているようにも見受けられません。

このことに対して、市教育委員会はどのように考えているのか、お聞かせください。

また、教育委員に対してどのように報告し、教育委員は、それを受けてどのように話し合いをされてきたのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から実施されておりますが、調査開始当初と比べれば全国との差は縮まっており、改善は図られてきているものと認識はしております。しかしながら、これまで全道の平均正答率を超える評価はあったものの、昨年度の中学校の国語を除きますと、委員の御指摘のとおり、全国の平均正答率には届いていないことが多く、引き続き、授業の改善等が必要であると考えております。

この結果につきましては、毎年、教育委員には、教育委員会の定例会において、分析も含めて結果を報告しまして、これに基づき、課題や改善状況の共有を行い、意見をいただいているところでございます。この意見につきましては、教員の研修会や学校訪問の取組につなげているところでございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、過去3回の本調査の結果について、全国の平均正答率、全道の平均正答率との差を、国語、算数、数学と小・中学校の教科別にお示しください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

過去という御質問ですので、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から本調査は実施されてございませんので、これを除く令和元年度、令和3年度、令和4年度で申し上げますと、令和元年度につきましては、小学校の国語は、全国マイナス1.8ポイント、全道マイナス1ポイント。算数は、全国マイナス2.6ポイント、全道プラス、マイナス0ポイント。中学校の国語は、全国マイナス0.8ポイント、全道プラス、マイナス0ポイント。数学は、全国マイナス1.8ポイント、全道プラス、マイナス0ポイントでございます。

令和3年度につきましては、小学校の国語は、全国マイナス0.7ポイント、全道プラス1ポイント。算数は、全国マイナス3.2ポイント、全道プラス、マイナス0ポイント。中学校の国語は、全国マイナス0.6ポイント、全道マイナス1ポイント。数学は、全国マイナス3.2ポイント、全道マイナス2ポイントでございます。

令和4年度につきましては、小学校の国語は、全国マイナス2.6ポイント、全道マイナス1ポイント。算数は、全国マイナス3.2ポイント、全道マイナス1ポイント。中学校の国語は、全国プラス、マイナス0ポイント、全道プラス、マイナス0ポイント。数学は、全国マイナス5.4ポイント、全道マイナス3ポイントであります。

○中村（岩雄）委員

この差の原因はどこにあるというふうに考えておりますか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

国語、算数、数学における全国との差の原因、要因としましては様々に考えられますが、いずれの教科におきましても、正答数の少ない層の児童・生徒の割合が全国より高く、児童・生徒一人一人に学習を定着させることにまだ課題があるということ。特に算数、数学におきましては、系統性が強くありますので、学習内容をしっかりとつなげ、積み上げていくということに課題があるなどが考えられております。

○中村（岩雄）委員

その差の縮小策として、今までいろいろな方策が講じられてきたというふうに思うのです。これも本当に以前からの課題です。

しかし、一部改善されているというふうに今お聞きしましたけれども、まだ結果が表れていない理由をもう一度お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

市教育委員会では、市内教職員をメンバーとした小樽市小中学校学力向上検討委員会を設置しまして、学校と課題を共有するとともに、授業改善に資する資料の作成や、課題となっている箇所を補う問題を作成しまして、全校で取り組むこと。特に課題が見られる算数、数学におきましては、外部講師を招聘して実際に授業をしていただき、授業改善の具体について理解を深める教員研修会を行うなどの取組を行っております。

しかしながら、依然として全国の平均正答率までには届いていない状況にあり、正答数の少ない層の児童・生徒に対しても、確かな学力を身につけさせるための一層の指導改善の必要性は認識しております。

また、本市の児童・生徒は、全道、全国と比べ、平日の家庭での学習時間が短い状況もありますので、学校、家庭と連携した取組を進めることが大切であると考えております。

○中村（岩雄）委員

保護者の方の中には、小・中学校は義務教育でありますから小樽市で教育を受けますが、高校に進学する段階では、学力の向上が期待できる札幌市の高校、さらに大学に通わせるという声も聞きます。

また、現在チャットGPTの普及などITの進化は目覚ましいものがありまして、道内でも千歳市にラピダス株式会社が新設することになるなど、今後ますますIT人材が求められる時代になってきております。

そういう状況を踏まえると、学力調査の全教科で、少なくとも全道平均正答率を超える程度にならないと、質の高い教育レベルを求めて市外へ流出していくのではないかとというふうに危惧します。ぜひ先進都市の事例を調査して、市でできることをスピード感を持って進めていく必要があるというふうに考えますが、市教委のお考えをお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

市内の学力向上対策についてであります。教育水準を高めるための取組として、道内外の好事例はもとより、学力の向上に成果を上げている市内の小・中学校の取組を積極的に現在、発信しているところでございます。

また、小・中・高のつながりを大切にして、課題を共有するなど連携しまして、教育の質を高めるということも重要でありますので、引き続き、小樽市小中高連携協議会を行うなどしながら、スピード感を持って取組を進めてまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

ぜひよろしくお願いいたします。この件につきましては、今後、見ていきたいと思います。

◎塩谷・桃内地域のまちづくりについて

次に、塩谷・桃内地区のまちづくりについてお尋ねします。

10月29日曜日に桃内会館で、第4回塩谷桃内まちづくり講演会が開催されました。この講演会は、小樽商科大学の高野客員研究員が、塩谷の徳源寺や塩谷神社で、北前船に関わる船絵馬を発見したことを契機に、人口減少が著しい塩谷・桃内地区の活性化を目指して、有志が集まり、令和2年9月に設立した塩谷桃内まちづくり推進委員会が開催したものであります。

現在、市で策定中の小樽市立地適正化計画では、市内中心部や拠点地域に住民を誘導し、効率的な行政運営を図るとされております。その中で、塩谷・桃内地区は、塩谷の中心部の一部が生活拠点に位置づけられているだけで、将来のこととはいえ、同地区は居住し続けることに消極的な計画というふうに思われます。

しかしながら、冒頭の塩谷桃内まちづくり講演会の活動ですとか、済生会小樽病院による無料バスの運行、また、なでしこロードとしての、ナデシコの植栽ですとか、あるいはブルーベリーの農園づくりなどが始まっております。経済面では、スーパーのトライアルが進出するという話もあります。

そこで、要望というか提案となりますけれども、塩谷・桃内地区の今後の市の展開をする上で、児童館や済生会小樽病院については、こども未来部、福祉保険部、学校については教育委員会、トライアルは産業港湾部と所管別にまちづくりを考えているのでは、部分的な最適解となるのではというふうに心配しております。

関係部署が一堂に会して全体像を俯瞰、共有して、地域全体の最適解は何かを議論した上で、個別の施策を具体化していくということが、住民が住んでよかったと実感できる、また、住んでみたいと、移住してくる人が出てくることにつながるというふうに思います。市のお考えをお聞かせください。

○（総務）企画政策室谷守主幹

地域ごとのまちづくりにつきましては、これまでも、第7次小樽市総合計画においては、市内を三つに大別した地区ごとの発展方向を示し、また、第2次小樽市都市計画マスタープランにおいては、九つに細分化した地域ごとの土地利用や都市環境等について地域づくりの方針を示すなどをしてまいりましたけれども、いずれも関係部局が広く情報を共有し、また、協議するため庁内会議などを開催するなどして取りまとめを行ってきたところでござい

ます。

今後につきましても、塩谷・桃内地区に限らず、対象地域の全体像や抱える課題等につきましても、関係部局間で情報の共有を図りながら、まちづくりに当たってまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

◎初心者向けスマホ教室について

次に、初心者向けスマホ教室についてお尋ねしていきます。

福祉保険部所管で実施している小樽市シニアスマホ教室と、総務部で実施しているデジタル活用支援推進事業（地域連携型）のスマホ教室がありますけれども、福祉保険部、総務部、それぞれの開催実績を毎月ごとに実施回数、参加者数をお聞かせください。

また、それぞれの事業の目的、内容などもお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

福祉保険部で実施しておりますシニアスマホ教室、まず月ごとの開催回数と参加人数を申し上げます。

6月、2回24人、7月、2回16人、8月、2回19人、9月、2回32人、10月、3回24人、11月、4回52人でございます。

目的につきましては、シニアスマホ教室につきましては、60歳以上の市民を対象にスマートフォンの使い方を学んでいただくことを目的とする市の独自事業で、市が実施主体でございます。内容につきましては、市内複数の会場におきまして、スマートフォンの文字入力、LINE、安全な使い方の操作方法を教えるほか、個別のスマートフォンの困り事相談を受ける体制を取っているところでございます。

○（総務）デジタル推進室今井主幹

デジタル活用支援推進事業につきましては、9月に4回実施して12人参加、10月は8回で24人、11月は8回で21人の参加となっております。

事業は、市が行っている事業ではなく、デジタル活用支援推進事業は、民間事業者がデジタル活用に不安のある高齢者などに対して、スマートフォンの利用方法に関する助言、相談を行う講習会を開催し、デジタル活用に係る機会または必要な能力における格差を是正することを目的としており、その経費を国が支援するもので、スマホ教室の開催に当たり、開催会場や周知などについて、自治体との連携体制が必要とされております。

スマホ教室の内容としては、スマートフォンの基本操作、マイナポータルの活用方法、SNSの利用方法などとなっております。

○中村（岩雄）委員

それでは、次年度においても同様のスマホ教室を開催するのでしょうか。予定で結構ですのでお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

まず、予算議論はこれからというところでございますけれども、来年度につきましても、開催場所を少しでも通いやすい場所に広げるですとか、定員についても、少しでも多くの人に来ていただけないかということを検討しながら、事業自体は継続してまいりたいと考えてございます。

○（総務）デジタル推進室今井主幹

デジタル活用支援推進事業について、来年度も同様の事業があった場合には、民間事業者の意向を伺いながら、協力できるところは協力していきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

◎自治体DXについて

次に、小樽市自治体DXに関する全体方針についてお聞きます。

まず、この方針策定の目的をお聞かせください。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

全体方針策定の目的は、今後、自治体DXを推進していくに当たり、本市が目指していく方向性及び取組についてのビジョンの共有であります。

○中村(岩雄) 委員

それでは、この全体方針の「3 取組事項」のうち、「(4) デジタルデバйд対策」では、シニアスマホ教室のみの記載されていますが、そのほかの取組はなされないのでしょうか。

また、令和4年11月22日の町会長と市との定例連絡会議で要望のありました町内会館のWi-Fi環境支援についてはどのような対応をするのか、この辺をお聞かせください。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

全体方針の記載内容についてですが、全体方針は、本市のDX推進のビジョンとして策定しておりまして、詳細な部分は、今後の検討事項としており、個別事項についての記載をしていないところであります。

○(生活環境) 角澤主幹

町会長と市との定例連絡会議で出ました町内会館のWi-Fi環境整備の部分でございますけれども、その支援に対しては、やはり要望がございまして、町内会のデジタル化の推進に向けた環境の整備として必要な対策であると認識はしております。

ただ、市の町内会活動デジタル化に向けた取組といたしましては、まずは、町内会の現役員の皆さんの負担解消の一環として、例えば、デジタル回覧板の導入も視野に、その方法をどのようにしたら習得できるかといった機会をつくる取組をまず考えてございます。

○中村(岩雄) 委員

子供からシニア層まで、誰でもスマートフォンを使う時代にありまして、スマートフォンを使つての偽情報ですとか詐欺情報についての接し方というか、それから、個人情報の流出などへの対応、逆に意図的に個人情報を盗み、あるいは流したりして他人をおとしめることのないようにITリテラシーを高める取組もまた重要だというふうに思うのです。

これについての記載がありませんが、どのようにお考えでしょうか。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

繰り返しになりますが、全体方針は、本市のDX推進のビジョンとして策定しておりまして、詳細な部分は、今後の検討事項として個別に記載していないところであります。

なお、デジタルデバйд対策におけるスマートフォンの利活用促進については、正しく使えるということも含まれると考えられ、今年度実施されたデジタル活用支援推進事業によるスマホ教室の例でいいますと、SNSの講習では、使う際に情報の正確性や個人情報の流出などに注意が必要であるといったようなことも含めた内容となっております。

○中村(岩雄) 委員

◎観光クルーズ船について

観光クルーズ船の寄港に伴う経済効果についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症の影響により減少しておりました小樽港のクルーズ船の寄港も、行動規制が解除され回復してきているとのことですが、令和元年から令和5年までの5年間で、寄港回数はどのように推移しておりますか、お知らせください。

○(産業港湾) 港湾振興課長

小樽港の令和元年から令和5年までのクルーズ船の寄港回数につきましては、令和元年が29回、令和2年と令和3年が新型コロナウイルス感染症の影響で、全ての寄港がキャンセルとなりましてゼロ回、令和4年が日本船のみ

で6回、令和5年が外国船の寄港が再開され、22回となっております。

○中村（岩雄）委員

まだコロナ禍前の令和元年までは回復しないようですが、順調に回復しているようですので安心しました。

それでは、令和5年のクルーズ船の寄港で特徴的なことはありましたか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

令和5年の小樽港への寄港ですが、小樽港への寄港のクルーズ船で、初寄港のクルーズ船が7隻あったということで、例年と比べて多かったというところが特徴的でした。

○中村（岩雄）委員

初寄港のクルーズ船が多かったということですが、今後も寄港数の増加が期待されますけれども、令和6年の寄港予定はどのようになっておりますか、お知らせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

令和6年の寄港予定につきましては、まだ確認中のものもございますが、今年の寄港回数を超えるものと見込んでおります。

○中村（岩雄）委員

まだ具体的な数は出さないということですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

まだ確定値ではございませんが、二十回台後半の数を見込んでおります。

○中村（岩雄）委員

クルーズ船の寄港が増えているということは、もう本当に喜ばしいことだというふうに思いますが、クルーズ船寄港に伴う経済効果を高めていくことが必要だというふうに考えます。このためには、乗船客の皆さんの寄港地での動向を把握することが必要だと思うのです。

そこで質問ですが、市では乗船客の動向を把握しているのか。また、把握しているのであればどのように行っているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

乗船客の動向につきましては、寄港地ツアーを実施している旅行会社やクルーズ船の運航会社などからお話を聞いているほか、寄港時に開設しております観光案内デスクで案内先の集計などを行っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

市でも動向把握のために旅行者、クルーズ船の運航会社などに話を聞いているということですが、例えば、乗船客に無料アプリを登録してもらって、スマートフォンにクーポン機能を持たせて、いつ、誰が、どのようなルートで、何を、幾つ買ったのかを把握して、そのデータを蓄積して、国別などでクロス分析を行って、その特徴を分析すると、かなり精度の高い域内消費の喚起対策を立案できるのではないかという意見もあります。

次年度以降も、クルーズ船の寄港の増加を期待できるわけですから、市内での経済効果を高めていくためにデータ収集と分析をすべきというふうに考えますが、そこで市のお考えをお聞かせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

私どもも乗船客の動向把握が重要であると考えておりますので、今後どのような方法で行っていくのが効果的なのか研究しながら、情報収集を続けてまいりたいと考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時19分

再開 午後4時34分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

共産党を代表して、議案第1号令和5年度小樽市一般会計補正予算については、否決を主張して討論を行います。

戸籍附票・住民基本台帳システム改修事業費です。この議案は、マイナンバーに関する予算となっており、デジタル化推進を名目に僅か1年で国民の全てに振り仮名を戸籍に収集するものです。戸籍の記載事項について、国から詳細な情報が来っていない中、膨大な数を入力しなければならず、混乱や誤登録などが起きる危険があり、問題です。

また、これまで述べてきたように、マイナンバーの利活用が広がれば広がるほど情報漏えいのリスクが高まります。こうしたマイナンバーの利活用はすべきではありません。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いし、討論いたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり、熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、高橋副委員長はじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと、深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。